

児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準に係る所得額の算出方法

① 所得額(Ⅰ)から控除額(Ⅱ)と一律控除(8万円)を引いた控除後の所得額(Ⅲ)を算出する。

所得額(Ⅰ) 下の所得額の合計	控除額(Ⅱ) 下の控除額の合計
<ul style="list-style-type: none">・ 源泉徴収票の給与所得控除後の金額・ 申告書の所得金額等の合計・ 退職所得・ 山林所得・ 土地等に係る事業所得等・ 長期譲渡所得(分離課税)・ 短期譲渡所得(分離課税)・ 先物取引に係る雑所得等・ 養育費の8割	<ul style="list-style-type: none">・ 雑損控除・ 医療費控除・ 小規模企業共済等掛金控除・ 配偶者控除・ 障害者控除・ 勤労学生控除 <p>※給与所得の場合、10万円を控除する</p>

② ①で算出された(Ⅲ)の金額を「所得制限限度額表」の金額と比較する。

(Ⅲ) < 所得制限限度額の場合 → 児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準世帯

(Ⅲ) > 所得制限限度額の場合 → 児童扶養手当が受給できない所得水準世帯

所得制限限度額は、所得申告時に申告されている扶養親族等の人数によって異なります。

扶養親族等の数 (税法上の人数)	申請者の所得制限限度額
0人	2,080,000円
1人	2,460,000円
2人	2,840,000円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算

老人扶養親族または同一生計配偶者(70歳以上の者)がある場合は該当者1人につき、10万円、特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき15万円を所得制限限度額へ加算できます。

例：源泉徴収票の給与所得控除後の金額が260万円で医療費控除が6万円、扶養人数が1人の場合

$$2,600,000円 - 160,000円 - 80,000円 = 2,360,000円$$

(Ⅲ) 2,360,000円 < 扶養親族等1人 2,460,000円

→児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準世帯である。